

令和2年3月18日

各 位

廿日市市地域政策課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う
コミュニティ・町内会等が開催する総会等について

平素より本市行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の報道が続いており、本市も感染拡大防止対策としてのイベント等自粛期間を3月31日まで延長しているところです。

年度替わりの時期を迎え、皆さまにおかれましては、3月から5月にかけて開催されるコミュニティ・町内会等の総会の開催方法を検討されていることと思います。

この度、次のとおり会議の開催方法や関連する留意事項をまとめましたので、参考にしてください。

また、廿日市市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」には、常に最新の情報を掲載しておりますのでこちらも参考にしてください。

(廿日市市ホームページ URL <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/38/51305.html>)

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

1 会議によらない方法

(1) 書面評決

団体の規模や規約にもよりますが、参集することなく書面評決で可否を得る方法があります。

同封の参考文例は市ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

(2) メール等の活用

連絡事項のみの場合は、メール等を活用してください。

2 会議を延期する方法

終息時期の目途はたちませんが、開催時期を延期する方法もあります。

3 会議を開催する場合

(1) 規模縮小

規約に応じて委任状を取りつけるなどし、最小限の人数で開催する方法もあります。

(2) 感染防止対策として

○できるだけ大きい会場を使用する

出席者等の相互接触、対面での会話機会を減らすようにする

○換気のできる部屋を使う

30分ごとを目安に窓を開けるなどして換気をする

○ドアノブ等に触れる機会が少なくなるよう、ドア等は支障のない範囲で開放する

○できるだけ短時間の会議とする

○咳や発熱等の症状があるなど体調が優れない方は参加を控える

出席者は咳エチケットなどを徹底する

担 当：地域政策課 自治企画グループ 電 話：30-9137
